

こ けんり 子どもの権利

まるっとプロジェクト

ほいくえん かてい こ かんが
～保育園と家庭で子どものことを考えよう～

かんがえる

しる

まもる



バックナンバーはこちら

世田谷区子ども・若者部保育課

第8回

この漫画は子どもの関わり方の一つのヒントとして、その場面を描いています。この関わりがすべて正解というわけではありません。「子どもの権利」を心にとめながら読んでいただけると幸いです。



まるっと



普段、自分でやりたい、自分でできるから大丈夫と自ら行うお子さんでも、気分が乗らないこともあります。その姿をどのように考え、受け止めるかで言葉のかけ方が変わります。
あなたならどのような言葉をかけますか？



子どもは、「みんなと一緒に」、「みんなと同じ」、を選ばないこともあります。興味の持ち方は、さまざまです。
周りにいる大人は、きっかけの芽を大切にしたいですね。



子どもの最善の利益

【子どもにとって最もよいこと】

生命・生存 および 発達に対する権利

【命を守られ成長できること】



最善の利益



命と成長

子どもの権利って??～4つの一般原則～



差別のない



意見表明

差別の禁止

【差別のないこと】

子どもの意見尊重

【意見を表明し参加できること】

すべての子どもは周りの大人に大切に守られ、自由に遊んだり、意見を言ったり表現したりすることができます。このように、子どもが一人の人間として大切にされ成長するために必要なことを「子どもの権利」といい、すべての子どもが同じようにこの権利を持っています。